

旧滋賀県教育会館への対応について

1 現状・経過

- 滋賀県庁西側の県有地（大津市梅林一丁目 207 番 1、207 番 3）に所在する旧滋賀県教育会館（以下「建物」という。）については、建物敷地の使用許可期間である平成 29 年 9 月 30 日が経過したことから、県は、建物を管理する一般財団法人滋賀県教育会館（以下「法人」という。）に対し、建物を収去し、土地を返還するよう訴訟で求めてきました。（平成 30 年 10 月 26 日提訴）
- 訴訟の結果、令和 5 年 2 月 9 日付け最高裁判所決定により、法人に対し、建物の収去、土地の明け渡しおよび使用料相当損害金の支払いを命ずる判決が確定しました。
- 今回の判決により、法人は建物を存続させることができず、法人の目的である「教育会館の維持管理」を達成できなくなりましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 1 項第 3 号「基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能」に該当し、令和 5 年 3 月 31 日付けで法人は解散しました。
- 判決確定後、県は直ちに判決の履行を求め、法人は県に対し使用料相当損害金（約 5,300 万円）の支払いは完了しましたが、建物については、法人による解体が困難であるため、清算手続きに伴う残余財産として県に贈与したい旨の申し出があり、関係法令および法人定款に基づき県が引き受けることとしました。
- さらに、建物については、建物敷地を含む県庁西側の一体の県有地において計画している医療福祉拠点整備を円滑に進めるため、県が処分（解体）することが最良と判断しました。

⇒ 令和 5 年度滋賀県議会 6 月定例会議に関連補正予算案（建物解体設計費（7,747 千円））を計上。総務・企画・公室常任委員会において同予算に対する附帯決議（※）が、また、本会議において同予算がそれぞれ可決されました。

（※）附帯決議事項

- 1 医療福祉拠点の整備に当たっては、予定する令和 9 年 4 月の供用開始を堅守するとともに、目的とする機能を十分に発揮できる施設となるよう関係機関とも十分に連携し進めること。
- 2 今回の公費による収去は特異であって、今後前例とならないようにすることは勿論、広く県民に対する説明責任を果たすこと。
- 3 公有財産の使用許可あるいは貸付けにおいて、二度と問題が起こらないよう対策を講ずること。

2 県が建物を解体する理由

- 本来であれば、上記判決に基づき、法人が建物の解体経費を負担することが原則であると考えています。このため、県としましても、法人の財務状況だけでなく、法人役員への責任追及や、民事執行法に基づく強制執行（裁判所に申し立てて、県が法人に代行して解体工事を行い、完了後に工事費用を法人に請求する方法）などについて慎重に検討してきました。
- その結果、役員への責任追及については、これまでの法人や役員の対応に重大な過失等があったとの認定は困難であること、また、強制執行については、さらに費用や時間を費やしたとしても結果として法人に支払い能力はなく、解体経費の回収が困難であることなど、どの選択肢を用いたとしても解体経費を回収することは困難であることが明らかとなったことから、今回、建物の解体については県が行うこととしました。

3 今後の対応

- これまでから、県有地に県以外の者が所有する建物などを設置する場合、許可または契約において、期間満了後は設置者が建物等を撤去し、原状回復することを条件に認めています。
- 今回の事例は、判決の確定により法人の目的（建物の維持管理を行うこと）を果たすことができず法人が解散となること、また、法人の財産についても調査の結果、建物以外に資産はなく、極めて異例の事例であると考えています。
- このため、今後においても、許可条件等に基づき、まずは設置者において建物等を撤去し、原状回復を求めることとし、法令等に基づき適切に対応してまいります。